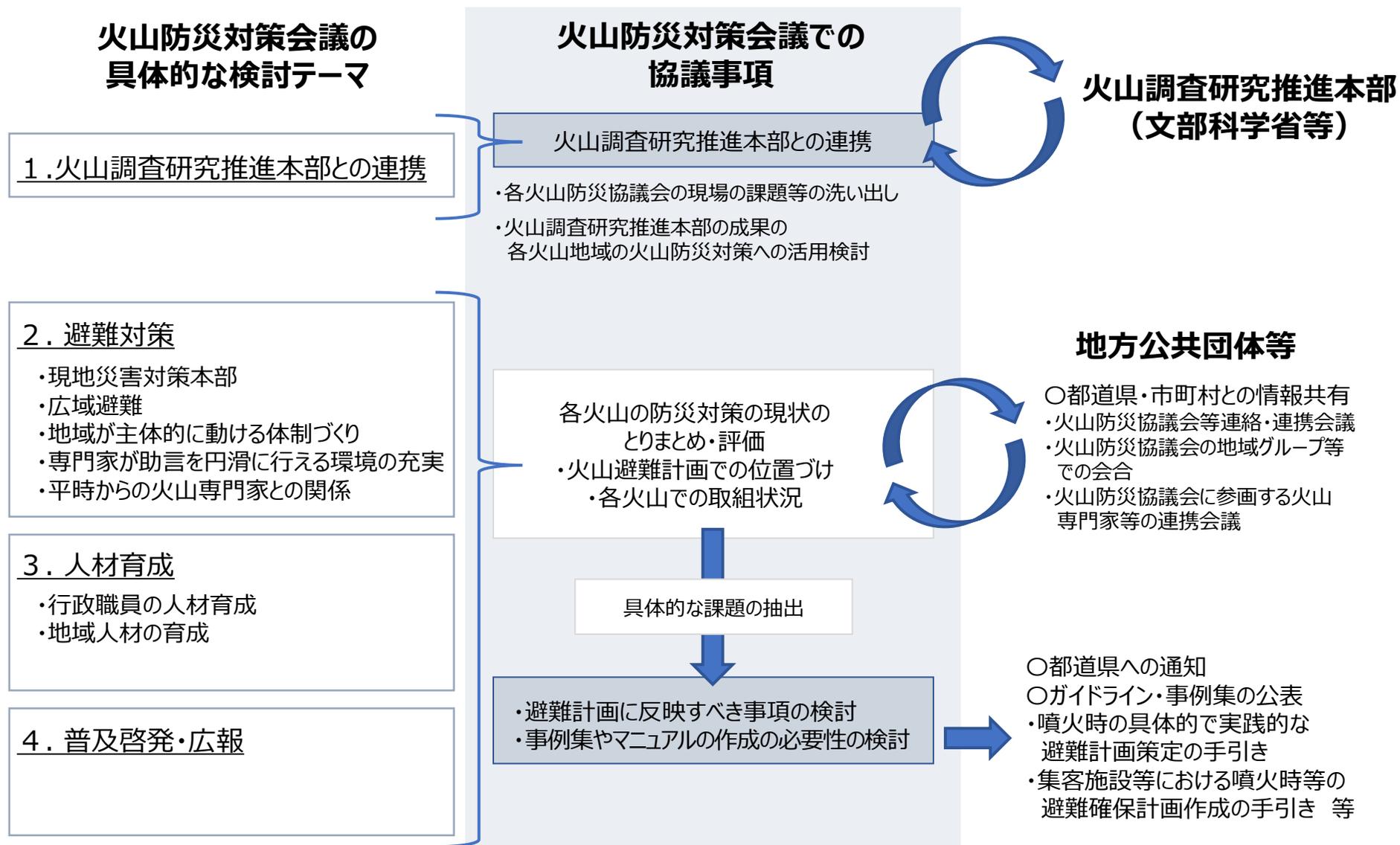


火山防災対策に係る 今後の取組の検討について

令和6年10月21日
火山防災対策会議(第18回)

当面の火山防災対策会議での具体的な検討テーマ

- 意見交換会（令和5年度開催）や第17回火山防災対策会議での議論を踏まえ、今後、火山防災対策会議に向けて検討すべきテーマを再設定。



1.火山調査研究推進本部との連携

火山調査研究推進本部（火山本部）の体制・役割

火山調査研究推進本部（火山本部）は、令和5年に議員立法で改正された活動火山対策特別措置法に基づき、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進することにより、活動火山対策の強化に資することを目的として、火山に関する調査研究の推進を所掌とする文部科学省に設置され、司令塔として火山調査研究を一元的に推進します。

火山調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）

本部員：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）、内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官、経済産業事務次官、国土交通事務次官

政策委員会

委員長 藤井 敏嗣 山梨県富士山科学研究所所長／
国立大学法人東京大学名誉教授

- ・ 観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策の立案
- ・ 関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
- ・ 総合的な調査観測計画の策定
- ・ 総合的な評価に基づく広報

総合基本施策・調査観測計画部会

部会長 西村 太志 国立大学法人東北大学大学院
理学研究科教授

- ・ 総合的かつ基本的な施策及び総合的な調査観測計画等についての検討

火山調査委員会

委員長 清水 洋 国立研究開発法人防災科学技術研究所火山研究
推進センター長／国立大学法人九州大学名誉教授

- ・ 観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析、これに基づく総合的な評価

機動調査観測部会

部会長 森田 裕一 国立研究開発法人防災科学技術研究所
特別研究員／国立大学法人東京大学名誉教授

- ・ 機動的な調査観測を進めるための実施計画の作成
- ・ 機動的な調査観測の推進方針の検討 等

施策・計画等

評価結果等

連携

総合基本施策
・
調査観測計画

調査観測データ
・
研究成果

関係省庁、研究開発法人、大学等

総合基本施策や調査観測計画等に基づき、観測、測量、調査又は研究を実施

国、地方公共団体等
総合的な評価等を活用した活動火山対策強化

火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策、火山に関する総合的な調査観測計画の要点 概要

- 本要点は、火山調査研究推進本部で立案・策定することとされている総合的かつ基本的な施策及び総合的な調査観測計画の骨格となる主要事項とその考え方を整理したもの。
- 今後、本要点を基に、総合的かつ基本的な施策と総合的な調査観測計画の具体的内容を検討。

火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進の基本的考え方

我が国におけるこれまでの火山に関する観測、測量、調査及び研究

- ・一部火山において噴火の時期や場所を予測してきたが、依然として噴火の規模、様式、推移の予測等は困難
- ・我が国の火山に関する観測、測量、調査及び研究は、関係行政機関や大学、研究機関等でそれぞれ実施
- ・平成26年御嶽山噴火等を踏まえ、活動火山対策を強化

火山調査研究推進本部が果たすべき役割

令和5年の活動火山対策特別措置法の改正により、活動火山対策の強化に資するため、関係行政機関、大学、研究機関等の連携・協力のもと、火山調査研究推進本部を司令塔として火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進

火山に関する観測、測量、調査及び研究の進むべき方向性

- ・火山に関する観測、予測、対策の一体的な推進により、
 - 火山活動の状態や火山ハザードの適切な把握
 - 噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測を行えるようにすることが主な目標
- ・火山活動、火山ハザードの把握や予測に基づく、警戒避難対策や噴火発生後の被災対応、復興に資する適切な情報の発信
- ・成果を適切に一般国民、防災関係機関等に提供する取組の推進 など

当面10年間に推進する火山調査観測に関する事項

火山調査観測の推進

- 基盤的な調査観測**
 - ・陸上観測体制の整備・運用・更新・高度化
 - ・海域観測体制の整備・運用・高度化
 - ・噴火履歴調査、火山体構造探査の実施 など
- 機動的な調査観測**
 - ・「機動的な調査観測・解析グループ」の構築
 - ・調査研究方針に基づく機動的な調査観測の実施
- リモートセンシング技術の活用**
 - ・衛星、航空機、ドローン、レーダー、カメラ等を活用した観測 など
- 物質科学分析体制の構築**
 - ・調査観測で採取された資料を即時的に分析 など

当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究

火山活動評価手法に関する調査及び研究

- 火山活動評価のための基礎情報に関する調査及び研究**
 - ・地質調査、物質科学分析等に基づく噴火事象系統樹や階段ダイアグラム等に関する調査及び研究や、火山体構造探査、物質科学分析等に基づく噴火発生場の把握
 - ・活火山等の選定、活火山の活動度によるランク分け など
- 火山活動の状態の把握と予測に関する調査及び研究**
 - ・噴火前兆・発生即時把握手法の開発、噴火準備過程や噴火切迫性の評価のための手法開発と高度化 など

火山ハザード評価手法に関する調査及び研究

- 火山ハザード把握手法に関する調査及び研究**
 - ・観測情報、現地調査、リモートセンシング、シミュレーション等を活用し、ハザードの影響範囲等を即時的に把握
- 火山ハザード予測手法に関する調査及び研究**
 - ・火山ハザード予測のためのシミュレーション技術
 - ・即時火山ハザード予測図の作成手法 など

火山に関するデータベース・データ流通

- データベースの整備・運用・更新・高度化
- データ流通プラットフォームの整備・運用・更新・高度化

総合的な評価を活動火山対策に活用するための調査及び研究

- 火山ハザードの影響評価手法に関する調査及び研究**
 - ・火山ハザード情報を効果的に活用する手法
 - ・火山ハザードが社会に与える影響の評価手法 など

人材の育成と継続的な確保

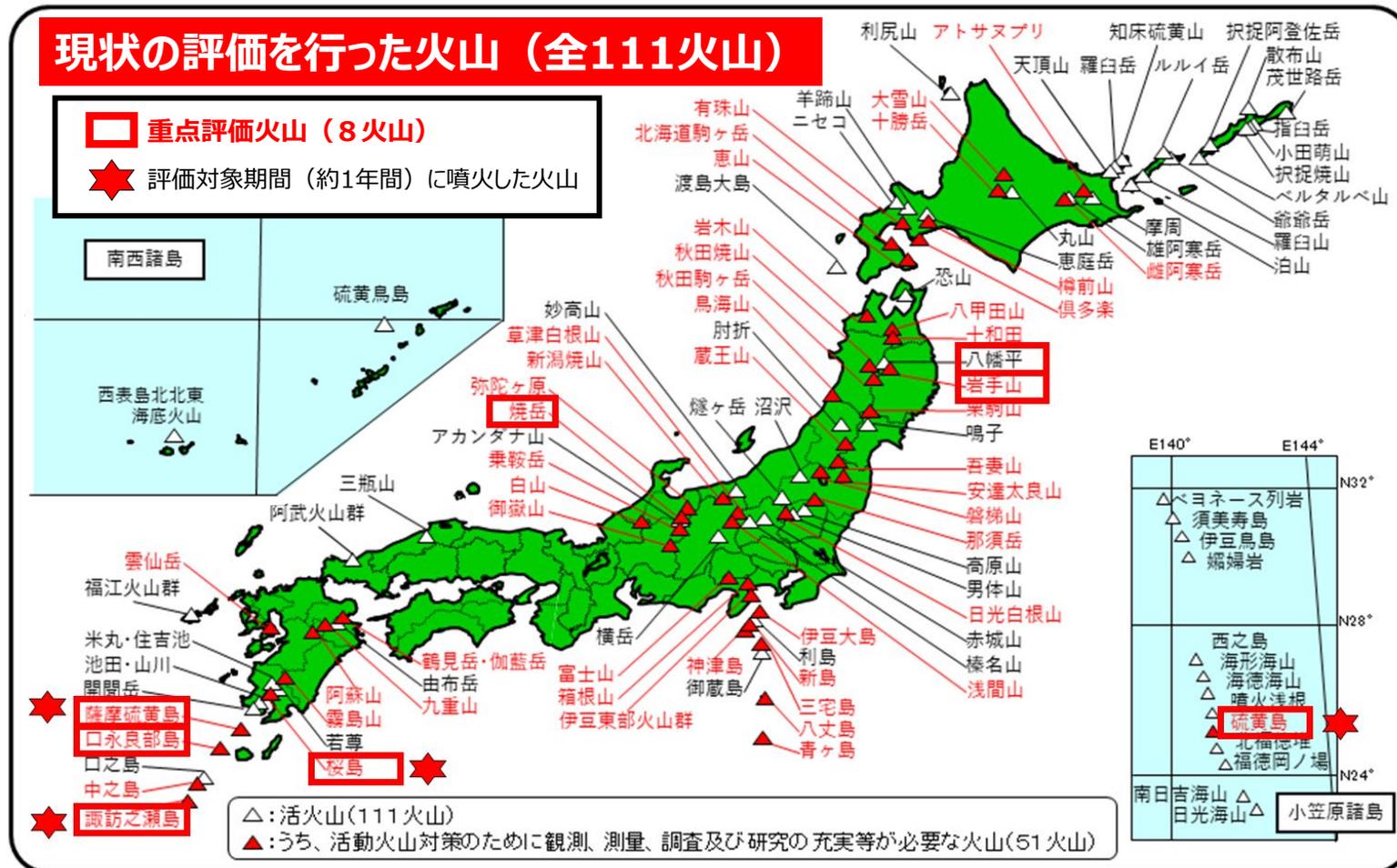
- 火山研究人材の育成と継続的な確保** ・大学教育、社会人への学び直し機会提供、関連分野研究者等の参画、大学や研究機関における研究人材の継続的な確保 など
- 火山実務人材の育成と継続的な確保** ・自治体・民間企業等における実務者への専門知識・技能取得支援、広域連携の推進、自治体等における実務人材の継続的な確保 など

横断的な事項

- 予算の確保・調整等
- 火山に関する観測、測量、調査及び研究の成果に関する広報活動の推進
- 地震調査研究推進本部、地震火山観測研究計画（建議）等との連携
- 地方公共団体、関係行政機関等との連携
- 国際的な連携

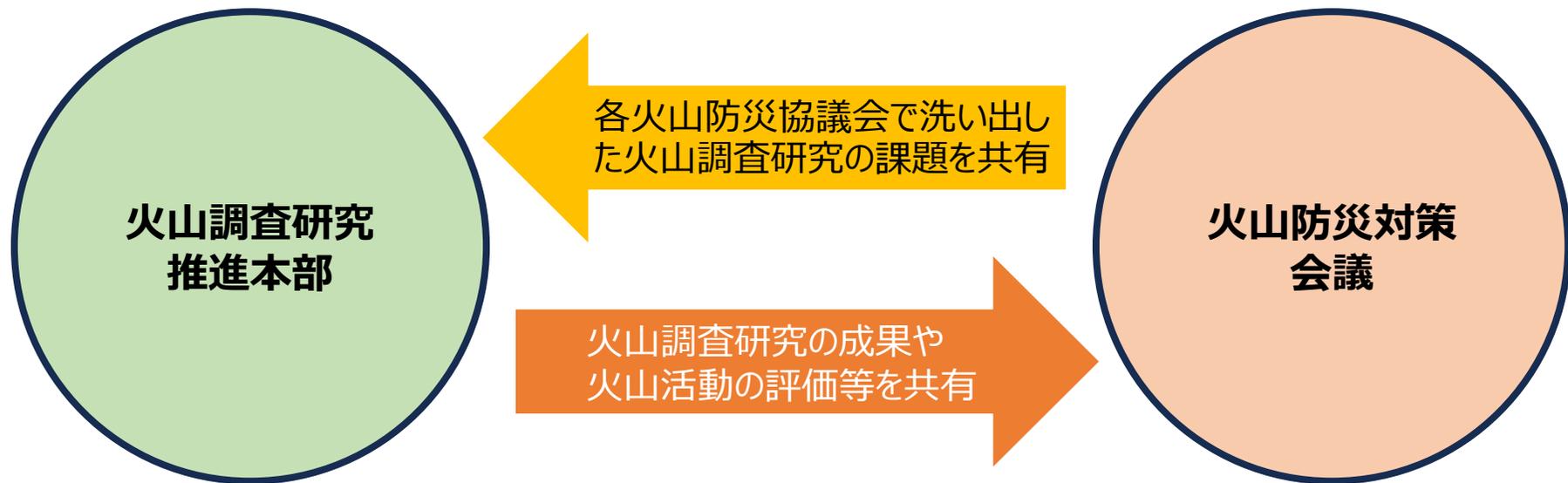
火山調査委員会の活動状況（111の活火山の現状評価、重点評価火山の選定）

- 令和6年9月25日に開催した第3回火山調査委員会において、111の活火山の現状の評価を審議し、火山本部設立後初めて評価文を取りまとめ。
 - 火山活動に変化が見られるものの観測データや調査研究が不足している火山等を「重点評価火山」として、8火山を選定。
- 年明けの火山調査委員会において詳細な評価を行うとともに、調査研究の充実等の検討を進める。



火山調査研究推進本部との連携

火山調査研究推進本部では、活動火山対策の強化に資することを目的として、火山調査研究の一元的な推進を行うとともに、火山活動の評価等が行われ、その成果は火山防災対策会議にも共有される。火山防災対策会議では、**各火山防災協議会の現場の課題等を洗い出し**、火山調査研究推進本部に共有するとともに、火山調査研究推進本部の成果を各火山地域における火山防災対策に適切に活用できるよう検討を行う必要がある。



2. 避難対策

- ①火山災害時等に市町村長が適切な判断ができるような体制（災害発生時等の判断に必要な知見を有する様々な分野の専門家と地方公共団体との顔の見える関係構築や現地災害対策本部の設置等）について検討する。
- ②検討に当たっては、避難時のみならず、避難生活支援や生活再建等も見据え、帰還時の体制等についても考慮する。

主に①の関連を優先的に検討

（１）顔の見える関係構築

→ 火山防災協議会の専門家と地方自治体の絆をいかにして深めるか(セミナー、訓練実施等)

（２）現地災害対策本部の設置

→ 現地災害対策本部に求める機能、政府および自治体の災害対策本部との関係性、選定にあたり考慮すべき点等

その他の議論項目案

（３）専門家が助言を円滑に行える環境の充実

(1) 専門家と行政機関との「顔の見える関係」の構築

<北海道の取組>

- ・道内の7つの火山防災協議会に、北海道大学大学院中川教授が参画（複数の協議会に青山教授、笠井教授が参画）
- ・北海道防災会議内の専門委員会で、中川教授から委託研究成果を発表いただくことで、情報を共有

北海道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会

日 時：令和2年（2020年）7月30日（木）13時10分～

場 所：北海道庁3階テレビ会議室

※各（総合）振興局とテレビ会議を接続

令和4年度 各火山防災協議会 学識経験者名簿

火山名	事務局市町村	所管総合振興局	学識経験者（R4年度）
雌阿寒岳	釧路市	釧路総合振興局	北海道大学大学院理学研究院 特任教授 中川 光弘 ★
			北海道大学広域複合災害研究センター 准教授 厚井 高志
			北海道大学大学院理学研究院 教授 青山 裕 ★
アトサヌブリ	弟子屈町	釧路総合振興局	北海道大学大学院理学研究院 特任教授 中川 光弘 ★
			北海道大学大学院理学研究院 教授 高橋 浩晃
			北海道大学広域複合災害研究センター 准教授 厚井 高志
十勝岳	上高良野町	上川総合振興局	北海道大学大学院理学研究院 特任教授 中川 光弘 ★
			北海道大学大学院農学研究院 教授 山田 孝 ★
			北海道大学大学院理学研究院 教授 青山 裕 ★
大雪山	東川町	上川総合振興局	北海道大学大学院理学研究院 特任教授 中川 光弘 ★
			北海道大学大学院理学研究院 教授 青山 裕 ★
			北海道大学大学院農学研究院 准教授 笠井 美青 ★
樽前山	苫小牧市	胆振総合振興局	北海道大学大学院理学研究院 特任教授 中川 光弘 ★
			北海道大学大学院理学研究院 教授 橋本 武志
			北海道立総合研究機構 理事 丸谷 知己
有珠山	伊達市	胆振総合振興局	北海道大学大学院理学研究院 特任教授 中川 光弘 ★
			北海道大学大学院農学研究院 教授 山田 孝 ★
			北海道大学大学院理学研究院 教授 青山 裕 ★
倶多楽	登別市	胆振総合振興局	北海道大学大学院理学研究院 教授 橋本 武志
			北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 主査 廣瀬 亘
			北海道大学大学院農学研究院 教授 山田 孝 ★
北海道駒ヶ岳	森町	渡島総合振興局	山梨県富士山科学研究所 主幹研究員 吉本 充宏
			北海道大学大学院農学研究院 准教授 笠井 美青 ★
			北海道大学大学院理学研究院 教授 青山 裕 ★
恵山	函館市	渡島総合振興局	北海道大学大学院理学研究院 特任教授 中川 光弘 ★
			北海道大学名誉教授 村上 亮
			北海道大学大学院農学研究院 准教授 笠井 美青 ★

★：北海道防災会議地震火山対策部会火山専門委

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
 - (1) 北海道の火山の現状について
札幌管区気象台気象防災部 地域火山監視・警報センター
北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 地域地質部
 - (2) 委託研究成果報告（十勝岳）
北海道大学大学院理学研究院 教授 中川光弘委員
 - (3) 次の有珠山噴火に向けた大学の観測研究計画
北海道大学大学院理学研究院 教授 青山裕委員
- 4 情報提供
各火山防災協議会への学識経験者の推薦について
- 5 閉会

【配布資料】

- 北海道防災会議地震火山対策部会 火山専門委員名簿
各火山防災協議会 学識経験者推薦名簿
資料1-1 北海道の火山の現状について ～札幌管区気象台～
資料1-2 北海道の火山の現状について ～エネルギー・環境・地質研究所～
資料2 委託研究成果報告（十勝岳）

出典：北海道庁HP

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/7/0/6/4/4/5/6/_/%E3%80%90%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99%E3%80%91R4%E5%AD%A6%E8%AD%98%E7%B5%8C%E9%A8%93%E8%80%85%E5%90%8D%E7%B0%BF.pdf

出典：北海道庁

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/7/0/6/4/3/2/4/_/R2shidai.pdf

(1) 専門家と地域住民との「顔の見える関係」の構築

＜十勝岳での取組＞

専門家（北海道大学大学院中川教授）による講演会開催を通じて、専門家と地域住民との顔の見える関係を構築

- ・平成24年 北海道火山勉強会一般講演会（主催：北海道火山勉強会、上富良野町内）
- ・平成30年 十勝岳火山噴火防災講演会（主催：美瑛町）

北海道火山勉強会一般講演会「十勝岳の火山活動 ～その現況と将来予測～」の開催について

北海道の火山に関する研究者、行政、教育関係者等が講演会や情報交換を行う「北海道火山勉強会」が、今年は十勝岳で実施されます。

それにあたり、上富良野町・美瑛町や防災関係機関の皆様を対象として、十勝岳がどのような火山活動をしてきた活火山なのか、現在の活動状況や観測体制はどうなっているのか、火山活動がどのように推移していく可能性があるのかを知っていただくことを目的に、防災講演会「十勝岳の火山活動の現況と将来予測」を開催することになりました。みなさまのご参加をお待ちしております。

また、翌日には十勝岳において現地検討会も開催されます。定員に限りがあり、事前の申し込みが必要となりますので、内容を確認の上、ご希望の方は申し込みます。

日時：平成24年10月6日（土） 18時～19時30分

場所：上富良野町役場保健福祉総合センター
上富良野町大町2丁目8-4

主催：北海道火山勉強会

参加費：無料（申し込みは不要です）

時間：

開場：午後5時30分

18:05-18:35 佐藤十一（札幌管区気象台火山防災情報調整官）
「十勝岳の最近の火山活動」

18:35-18:55 橋本武志（北海道大学地震火山センター准教授）
「地磁気観測から見る最近の火山活動」

18:55-19:25 中川光弘（北海道大学大学院理学研究院教授）
「最近の研究結果から見た十勝岳の成り立ちと火山活動」(仮題)

19:25-19:30 全体を通じての質疑応答

19:30 終了

十勝岳火山噴火防災講演会

～来るべき噴火に備えて～

日時

平成30年2月28日（水）

午後6時から（5時40分開場）

会場

美瑛町民センター

1階 多目的ホール美丘



大正15年の噴火から90年が経過した現在、十勝岳の山麓に位置する美瑛町には美しい田園と自然景観が広がり、雄大で美しい風景を求めて、国内外から大勢の観光客が訪れるまでになりました。

十勝岳の噴火周期は、歴史的見地から30年から40年といわれていますが、昭和63年の噴火から29年を経過した現在、火山活動を今なお活発化させており、いつ噴火の兆候があらわれても不思議ではありません。

これまでの火山災害の教訓や、現在も進められている砂防対策等を踏まえ、噴火に備えらるべき行動について考え、火山災害に対する意識を高めていただく機会となるよう、本講演会を開催します。

入場無料

主催：美瑛町

後援：北海道開発局旭川開発建設部
旭川地方気象台
上川中部森林管理署
北海道上川総合振興局
十勝岳ジオパーク推進協議会
問合せ：美瑛町総務課（92-4318）

◆◆◆◆ プログラム ◆◆◆◆

- ・十勝岳の現状について 解説：旭川地方気象台
- ・十勝岳の治山事業（火山対策）について 説明：上川中部森林管理署

・講演 「十勝岳の噴火災害の軽減に向けて」

講師：北海道大学大学院 理学研究院 教授

中川 光弘 氏

【講師の主な委員経歴】

北海道道路管理技術センター 道路管理技術委員会委員・北海道開発局 道路防災ドクター・北海道防災会議火山専門委員・気象庁 火山噴火予知連絡会委員・気象庁 火山活動詳細検討委員会委員・鉄道運輸機構 北海道新幹線緑地化施工委員会委員・十勝岳火山防災協議会委員

出典：上富良野町HP

<https://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/contents/01soumu/0110soumu/bosai/201210.06-07-kazanbenkyokai.pdf>

出典：美瑛町HP

<https://town.biei.hokkaido.jp/files/00001900/00001954/koenkai.pdf>

(2) 現地災害対策本部に関する火山防災避難計画等の記載例

防災基本計画[令和6年6月28日中央防災会議決定]における政府の現地対策本部に関する記載
(p65-66)

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

6 国における活動体制

(9) 政府本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

○政府本部は、被災現地の状況の把握や、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部(事故災害においては特定災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部)の設置を行うものとする。

○現地対策本部の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は、必要な閣議請議等の手続を行う。

(2) 現地災害対策本部に関する火山防災避難計画等の記載例

災害対策基本法

第二十三条

- 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第二十三条の二

- 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県」とあるのは、「当該市町村」と読み替えるものとする。
- 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

防災基本計画

3 地方公共団体の活動体制

- 地方公共団体は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置、**都道府県現地災害対策本部**の設置、市町村にあっては市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 都道府県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。
- 市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。
- 都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。
- 都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

▶設置の意図

両県、両市、警察、消防、自衛隊は、**救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、現地災害対策本部等を設置する**など体制を整える。

(乗鞍岳火山防災避難計画)

県は、**被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害情報収集や報告及び市町、関係機関との情報交換、連絡・調整等を実施する。**

(秋田駒ヶ岳火山避難計画)

県は、**被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置する。**

(栗駒山火山防災避難計画)

県は、**被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置する。**

(岩手山火山避難計画)

災害対策現地合同本部・現地対策本部等協議会構成市町は、**火山が噴火するおそれがあり、応急対策において各機関への要請や調整が必要になった場合**は、北海道と災害対策現地合同本部の設置について協議する。

(樽前山火山避難計画)

(2) 現地災害対策本部に関する地域防災計画や避難計画の記載例

▶ 設置の条件など

アトサプリアが小規模噴火をした場合、又はその可能性が高いと判断されるときには、**弟子屈消防署川湯支署 2 階に現地災害対策本部を設置する場合がある。**
(弟子屈町地域防災計画)

七飯町では、大沼に現地災害対策本部を設置する。
(北海道駒ヶ岳火山避難計画)

上記以外の災害が発生し、災害現場近くに災害対策本部を設置することが指揮運営する上で容易であると判断される場合には、**適宜な施設・場所に現地災害対策本部を設置する。**
(弟子屈町地域防災計画)

合同会議等の開催場所（政府の現地緊急（非常）現地対策本部等の設置場所）については、**下記の条件を踏まえて美瑛町役場、大雪消防組合美瑛消防署、美瑛町民センター等が候補施設であるが、状況により仮施設建設用の用地についても検討する。**

- ・火山活動が活発化した場合も合同会議の活動を支障なく継続できる場所
- ・施設までのアクセスの良さ
- ・無線機などを設置するスペースなど会議開催に必要な広さの確保（標準的な配置には、200m程度が必要となる）
- ・情報通信設備
- ・対策要員のための宿泊施設の確保
- ・山の眺望が可能など

(十勝岳火山避難計画)

▶ 噴火警戒レベルとの現地災害対策本部設置のタイミング

レベル	体制			
	岐阜県	白川村	高山市	郡上市
レベル3 入山規制	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○火山災害警戒本部飛騨支部設置 ○現地警戒本部設置(各部から必要な要員招集)	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置(各部から所要の要員招集)	【警戒体制】 ○危機管理課：全職員 ○荘川支所：全職員 ○各部局：動員計画に基づく職員	【警戒体制】 ○総務課：担当職員 ○白鳥振興事務所：担当職員
レベル3 (拡大) 入山規制	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○火山災害警戒本部飛騨支部設置 ○現地警戒本部設置(各部から必要な要員招集)	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置(各部から所要の要員招集)	【警戒体制】 ○危機管理課：全職員 ○荘川支所：全職員 ○各部局：動員計画に基づく職員	【警戒体制】 ○総務課：担当職員 ○白鳥振興事務所：担当職員
レベル4 高齢者等 避難	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置(全庁体制)	【対策本部】 ○火山災害対策本部設置(全職員体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置(荘川支所全庁体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害対策白鳥支部設置
レベル5 避難	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置(全庁体制)	【対策本部】 ○火山災害対策本部設置(全職員体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置(荘川支所全庁体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害対策白鳥支部設置

(白山の火山活動が活発化した場合の避難計画)

■ 噴火警戒レベルと防災対応

噴火警戒レベル	設置町	気象台 (札幌管区・函館)	国 (函館開発建設部)	北海道総合通信局	北海道・ 渡島総合振興局
噴火警戒レベル 2 火口周辺規制	◎非常配備体制【注1】 ○災害情報連絡室設置 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・入山規制 ・降灰調査	・噴火警報等の発表、伝解	◎注意体制 ・情報収集、提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	◎注意体制 ・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保(無線局の認可)	◎第1非常配備体制 ・情報収集体制の確立 ・情報収集、伝達
噴火警戒レベル 3-1 入山規制	◎非常配備体制【注1】 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・入山規制 ・降灰調査	・噴火警報等の発表、伝解	・情報収集、提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保(無線局の認可)	◎第2非常配備体制 ○北海道災害対策(地方)連絡本部設置 ・情報収集、伝達
噴火警戒レベル 3-2 入山規制	○災害対策本部設置 ○ 現地災害対策本部(大沼) 設置 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・入山規制 ・避難所開設準備	・噴火警報等の発表、伝解	・情報収集、提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保(無線局の認可)	・情報収集、伝達

(北海道駒ヶ岳火山避難計画)

ほか、御嶽山火山防災避難計画、富士山火山避難基本計画にも噴火警戒レベルと現地災害対策本部設置のタイミングの記載有

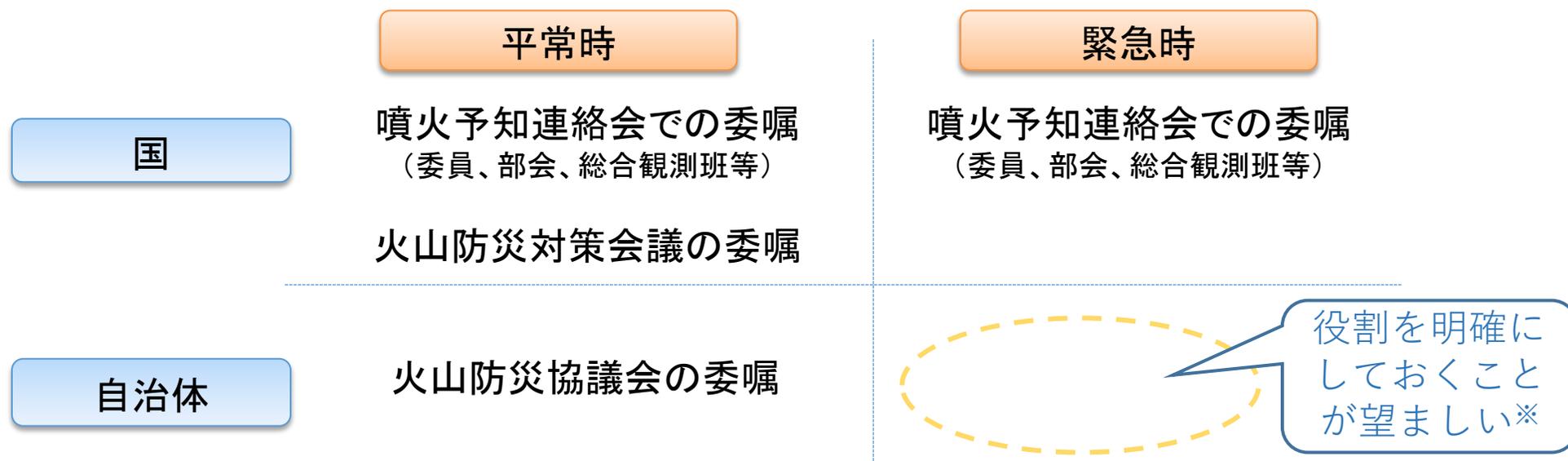
(3) 専門家が助言を円滑に行える環境の充実

火山防災対策会議の充実と火山活動が活発化した際の協議会の枠組み等の活用について(報告)【参考資料】(平成30年3月13日)

3. 緊急時の協議会および協議会の火山専門家の役割

- 火山防災協議会は、活火山法上、平常時に警戒避難体制の整備を行うことを目的とした組織であるが、この枠組みを平常時以外において活用することは、円滑な対応をとる上でも有効。火山の場合、噴火災害までには至らず火山活動が活発化した状態で留まるなど、災害時と平常時の中間的なケースも多く、その場合には通常、協議会が幅広く対応している。
- 協議会の火山専門家の役割を委嘱関係の中で明確化しておくことは、いざというときに自治体等が専門家から円滑に助言を受けられるという観点に加え、平常時以外の専門家の助言行為が専門家個人としての活動ではなく自治体等の公務の一部として明確化するためにも重要。各協議会は、協議会及び火山専門家について、平常時以外も含めた役割を明確にしておくことが望ましい。

現状の火山専門家の委嘱状況(平成30年時点)



※ さらに総合的な対応を求める場合には、非常勤職員として採用することも考えられる。

(3) 専門家が助言を円滑に行える環境の充実

府政防 第952号
平成30年7月26日

火山関係都道府県防災担当主幹部局長 宛

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当) 発

火山防災協議会及び協議会に参画する火山専門家の 緊急時における役割の明確化による円滑な防災対応の推進について

(略)

内閣府においては、平成29年3月、火山防災対策会議の下に、有識者、関係省庁の委員からなる「火山防災行政に係る検討会」(座長:森田裕一東京大学地震研究所教授)を設置し、「あるべき火山防災体制」や「緊急時の協議会および協議会の火山専門家の役割」等について議論を重ね、「火山防災対策会議の充実と火山活動が活発化した際の協議会の枠組み等の活用について(報告)」を取りまとめました。

本報告では、平成30年1月の本白根山噴火時に、協議会や協議会の専門家が防災上大きな役割を果たしたことも踏まえ、協議会の構成員等の関係機関が緊急時に協議会の枠組みやネットワークを活用することは円滑に防災対応を取る上で有効であり、緊急時に必要な協議会の役割について改めて確認し、その役割を規約において明確にしておくことが望ましいこと、また協議会に参画する火山専門家についても、緊急時に協議会として火山専門家に求める役割を規約において明確にしておくことが望ましい旨、記載されております。

貴職におかれましては、本報告も踏まえ、緊急時の防災対応を強化する観点から、貴協議会や専門家の役割に関して、貴協議会の構成員とも相談のうえ、貴協議会の規約に明確にしてくださいませようお願いします。

(略)

(3) 専門家が助言を円滑に行える環境の充実

事務連絡
平成30年7月26日

火山災害警戒地域指定都道府県 火山防災担当主管課長 宛

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付 参事官補佐 発

緊急時の火山防災協議会の役割に係る各協議会における規約への記載事例について

平成30年7月26日付け府政防第952号「火山防災協議会及び協議会に参画する火山専門家の緊急時における役割の明確化による円滑な防災対応の推進について」を通知しているところです。

協議会が緊急時の役割や協議すべき事項について、改めて確認する際の参考となるよう、別紙「緊急時の火山防災協議会の役割に係る各協議会における規約への記載事例」を送付いたします。

緊急時に火山専門家に求める役割についても、緊急時の協議会の役割等に留意し、協議会の構成員とも相談の上、規約に明確にしてくださいますようお願いいたします。

別紙(一部抜粋)

緊急時の火山防災協議会の役割に係る各協議会における規約への記載事例

(所掌事務)

第〇条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事務を行う

- (○)火山活動の状況に応じた入山規制及び避難等の防災行動に関すること
- (○)避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町への助言に関すること。
- (○)大規模噴火時等における国、県及び市町の現地組織の連携に関すること

幹事会の所掌事務は次のとおりとする

- (○)大規模噴火時等における避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町への技術的助言に関すること

「富士山火山防災対策協議会規約」での記載事例

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 防災対策等の情報交換に関すること。
- (2) 富士山火山の避難計画の策定に関すること。
- (3) 協議会を構成する県及び関係市町村の地域防災計画の見直し並びに修正に関すること。
- (4) 防災訓練等の活動等に関すること。
- (5) 火山災害に関する専門的な研修の実施に関すること。
- (6) 防災意識の啓発活動に関すること。
- (7) 火山活動の状況に応じた入山規制及び避難等の防災行動に関すること。
- (8) 避難準備情報及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町村への助言に関すること。
- (9) 噴火時等における国、三県及び関係市町村の現地組織の連携に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、警戒避難体制の整備のために必要と認められること。

(3) 専門家が助言を円滑に行える環境の充実

桜島の立入禁止区域（災害対策基本法第63条に基づく警戒区域）

桜島では、南岳山頂火口及び昭和火口から半径2kmの区域について、大きな噴石の飛散や火砕流の発生による危険があることから、災害対策基本法第63条の規定に基づき、警戒区域を設定の上、立入を禁止しており、違反に対しては罰則規定があります。引き続き、火山活動に十分注意して下さい。



出典：鹿児島市HP

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kikikanri/kurashi/bosai/bosai/sakurajima/kinshi.html>

更新日：2024年6月21日

3. 人材育成

文部科学省における火山研究・人材育成に関する取組

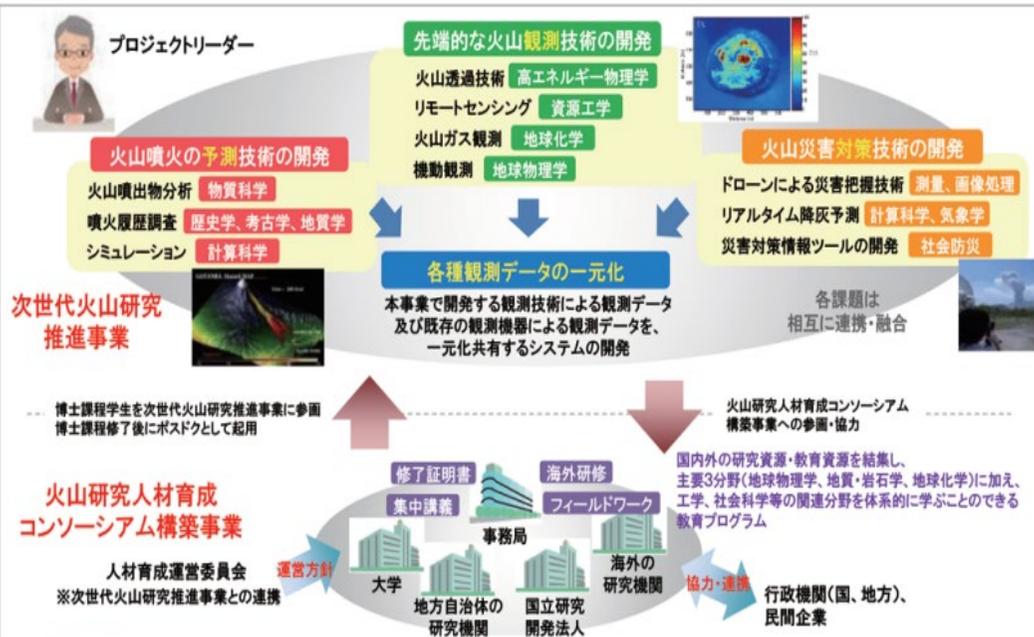
○次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（H28～）

- ◆「次世代火山研究推進事業」では、「観測・予測・対策」の一体的な火山調査研究を実施。得られた各種観測データや研究成果は、火山本部で行われる火山活動の評価や、関係行政機関における防災業務等で活用。開発された火山観測データ一元化共有システム(JVDN)は、火山本部でも活用。
- ◆「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」で、分野横断的な知識と技能を有する火山研究者・火山専門人材を育成。修了生は大学・研究機関等のみならず、関係省庁、自治体等にも多数就職。

○即戦力となる火山人材育成プログラム（R6～）

上記に加えて、令和6年度から、周辺分野の研究者や社会人への学びなおしの機会を提供するなどの「即戦力となる火山人材育成プログラム」を開始。

【次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト】



【次世代火山研究者育成プログラム受講生】

- ・令和6年度までに**190名**の受講生（主に修士課程の学生）を受け入れ

〈プログラム修了生の就職先〉

就職先	大学	防災科学技術研究所等	気象庁	国土地理院	文部科学省	国の機関	地方自治体	教員	民間〔防災・地球科学〕	民間〔その他〕	合計
就職者数	15	3	21	3	2	4	7	2	26	28	111

※158名の修了生（令和6年3月末までの基礎コース修了生）のうち、修了後約1年以内の就職者数を計上（2024年8月30日時点）

火山防災に携わる行政職員の育成に係る取組（火山防災エキスパート制度）

- 地方公共団体等で火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者を、内閣府火山防災エキスパートとして火山地域へ派遣
- 講演や避難訓練の講評等において、実際に地方公共団体や国の機関で噴火時等の防災対応に当たった経験や、火山現象やハザードマップ等に関する専門知識を提供することにより、各火山協議会の火山防災対策の取組を支援

【支援内容】

- ・地方公共団体等の職員への研修
- ・防災訓練の企画、実施の支援
- ・協議会等の運営等の支援
- ・各火山の地域防災計画、火山防災マップ等の作成支援
- ・住民等への啓発活動の支援 等

【内閣府火山防災エキスパート(令和6年10月現在)】

- 岩田 孝仁（静岡大学防災総合センター特任教授）
- 杉本 伸一（雲仙岳災害記念館 館長）
- 田鍋 敏也（北海道壮警町長）
- 三浦 秀明（元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事）
- 松井 宗廣（株式会社オリエンタルコンサルタンツ 顧問 技師長）
- 島田 明夫（東北大学学名譽教授・災害科学国際研究所特任教授）
- 大野 宏之（一般社団法人全国治水砂防協会 理事長）

【派遣実績(平成21年10月～令和6年3月末)】

- 全国の火山地域へ計75回の派遣を実施

過去の派遣に係る活動報告は、内閣府ホームページ
(<https://www.bousai.go.jp/kazan/expert/zisseki.html>)に掲載



派遣時の様子

地域の火山防災対策に資する人材の育成に関する取組

人材育成については、火山研究に関する専門人材や火山防災に携わる行政職員のみならず、地域の火山防災対策に資する人材の育成も重要である。

これらの人材の育成や継続的な確保のための仕組みや制度の構築、充実にに向けた検討を行う必要がある。



道路が隆起したメカニズムを説明する火山マイスターの佐々木美穂子さん。地下のマグマ膨張で押し上げられ、階段状に盛り上がったという=8月1日、北海道洞爺湖町（坂本隆浩撮影）

産経新聞「マグマ膨張で下り坂が上り坂に、火山噴火遺構で大地のすさまじい力を実感 北海道・有珠山」（2024/9/4）

<https://www.sankei.com/article/20240904-DPAY5K6QO5MVRL6B2IJ6RBOVBQ/>

- 広報に携わる方をヒアリングあるいは会議に招聘し、防災教育等効果的な普及啓発の在り方を検討
- 大学や研究、教育機関における研究活動や、次世代育成だけでなく現役以外の人材も十分に活躍させられる方策も必要

行政職員の人材育成に関する記載例

- 地方公共団体は、講習・研修等を通じて職員等の防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。
- 職員の災害対応力の向上に資するよう、法令や災害に関する基礎知識などをはじめとした防災教育を実施する。

▶ 行政職員の人材育成の取組

県、市町、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携してあらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。
(霧島山の統一的な避難計画)

教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災の研修を行う。

(十勝岳火山避難計画)

▶ 行政職員の人材育成の内容

県、市町及び関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。県、市町及び関係機関の職員は、配布された防災関係資料に基づき自学研鑽、資質の向上に努める。防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

(ア) 防災対策関連法令

(イ) 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

(ウ) 災害に関する基礎知識

(エ) 災害を防止するための技術

(オ) 住民に対する防災知識の普及方法

(カ) 災害時における業務分担の確認

(岩手山火山避難計画)

火山災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、同時に発生する地震や津波等の災害を含めた火山災害に対する防災知識、市民の防災協力及び気象情報等の防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。
(鹿児島市地域防災計画火山災害対策編)

地域人材の育成に関する記載例

- 研修や訓練、説明会の開催等を通じて、火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材、防災活動のリーダー等の地域人材の育成を推進する。
- 平常時より、ボランティア団体等と協力してその活動環境の整備を図るほか、避難行動支援者等の避難の各段階に関わる組織や関係団体等との連携を図る。

▶ 育成

国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに**火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保に努めなければならない。** (新潟焼山避難計画)

町は、第3章第14節「地域防災力の向上」に準じて**防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織、NPO等の充実、企業の防災活動の活性化を図るなど、防災関係機関との連携のもと地域が一体となって推進するものとする。** (弟子屈町地域防災計画)

県、市町は、**火山防災マップやパンフレット等を用いた説明会の開催などを通じて、地域住民の火山防災の意識高揚を図るとともに、地域における自主防災組織や防災リーダーを育成する**などの取組を継続的に実施する。 (秋田駒ヶ岳火山避難計画)

▶ 組織間連携

県及び関係市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から地域団体、近隣市町、社会福祉協議会、NPO法人及びボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体等と協力して連携を図り、**災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図る。** (鹿児島県地域防災計画火山災害対策編)

市町は、要配慮者の避難対応にあたっては、平時から福祉関係機関等との連携を図り、円滑な避難体制を構築するとともに、特に避難行動に必要な情報の把握が困難、又は自らの行動等に制約のある**避難行動要支援者については、高齢者等避難から避難後の生活までの各段階において、その家族、消防団や自主防災組織、要配慮者利用施設の管理者、関係団体等と協力してきめ細やかな支援策を講ずるものとする。**

(岩手山火山避難計画)

4. 普及啓発・広報

火山防災に関する普及啓発



令和5年に活動火山対策特別措置法の一部が改正され（令和6年4月施行）、8月26日が新たに「火山防災の日」と定められたことを踏まえ、国民の火山防災意識の向上・定着に資する普及啓発に取り組んだ。

○「火山防災の日」制定記念イベントの開催

令和6年に改正活火山法が施行され、8月26日が「火山防災の日」に制定されたことを踏まえ、の関心と理解を深めるようにするため、「火山防災の日」制定記念イベントを開催。

<開催概要>

- ・日 時：8月26日（月）15:00～17:00
- ・主 催：内閣府（防災担当）、火山防災強化推進都道県連盟
（共催：火山調査研究推進本部、気象庁、国土地理院、火山防災強化市町村ネットワーク）
- ・開催場所：砂防会館（オンラインによる同時配信）
- ・開催内容：「いま、私たちにできる火山防災対策とは？」をテーマに基調講演、トークセッションを実施

○「火山防災の日」普及啓発コンテンツ

- ・活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため「火山防災の日」普及啓発コンテンツを作成。
- ・令和6年版防災白書の特集として「火山」を採用。
- ・Instagramにて「火山防災の日」アカウントを開設し、「火山防災の日」ポスターやイベント情報等をはじめ、火山の魅力について投稿。



「火山防災の日」ポスター

令和5年に活動火山対策特別措置法の一部が改正され、今年から8月26日が「火山防災の日」になりました。「火山防災の日」を通じて火山の魅力・意識を知っていただき、火山災害に備えていただけるよう、「いま、私たちにできる火山防災対策とは？」をテーマに基調講演・トークセッションを行います。火山研究の現状や課題、各地における火山防災対策の取り組み等について触れながら、火山災害への備えについて一緒に考えましょう。

会場観覧及びオンライン視聴希望者はWEBフォームからお申し込みください。
申込期限 ▶▶ 8/23 12:00まで

開催内容

15:00 開会挨拶
松村祥史 内閣府特命担当大臣（防災）

15:05 祝辞
火山噴火予知・対策推進議員連盟 会長 古屋圭司 衆議院議員
事務局長 赤池誠幸 参議院議員

15:15 基調講演
藤井敏嗣（火山調査研究推進本部政策委員会 委員長）
① 日本の火山研究の現状について

取組紹介①
気象庁長官 森 隆志
② 気象庁における火山監視の現場について

取組紹介②
火山防災強化市町村ネットワーク 会長/鹿児島市長 下藤隆央
③ 火山防災トップシティを目指して

15:45 事例紹介
杉本伸一（雲仙岳火山記念館 館長）
④ 火山災害経験者として語る「火山」とは？

15:55 トークセッション
⑤ いま、私たちにできる火山防災対策とは？
モデレーター
岩田孝仁（神岡大学特任教授）
パネリスト
清水 洋（火山調査研究推進本部火山調査委員会 委員長）
杉本伸一（雲仙岳火山記念館 館長）
佐々木美穂子（洞爺湖有珠火山マスター）
釈由美子（タレント）

16:55 閉会挨拶
火山防災強化推進都道県連盟 代表幹事/山梨県知事 長嶋幸太郎（代理 副知事 大久保雅直）

17:00 閉会

砂防会館（別館：波・保線）
〒410-0001 静岡県静岡市清水区砂防会館1-1
〒410-0001 静岡県静岡市清水区砂防会館別館1-1
〒410-0001 静岡県静岡市清水区砂防会館別館2-1

登山愛好家である釈由美子さんが登場!!

16:55 会場観覧及びオンライン視聴希望者はWEBフォームからお申し込みください。
申込期限 ▶▶ 8/23 12:00まで

会場観覧及びオンライン視聴希望者はWEBフォームからお申し込みください。
申込期限 ▶▶ 8/23 12:00まで

<8月26日「火山防災の日」の由来>

国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日が新たに「火山防災の日」と定められた。これは、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、観測が始まった日である明治44年（1911年）8月26日が由来となっている。国及び地方公共団体は、「火山防災の日」には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることとされている。



浅間山観測所

「NIPPON防災資産」の認定制度について

- 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設（令和6年5月）。

〔内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定〕

※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等

- 今後、認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。

背景

- 近年、全国各地で災害が発生し、災害後には「まさか自分が被災者になるとは…」という声が発せられるなど、多くの人々が災害を自分のこととしてとらえていない。
- 一方で、過去の災害の伝承により、命が救われた事例もある。

災害リスクの自分事化に向けて

- 認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、「災害リスクを自分事化」し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげる。

内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣による認定

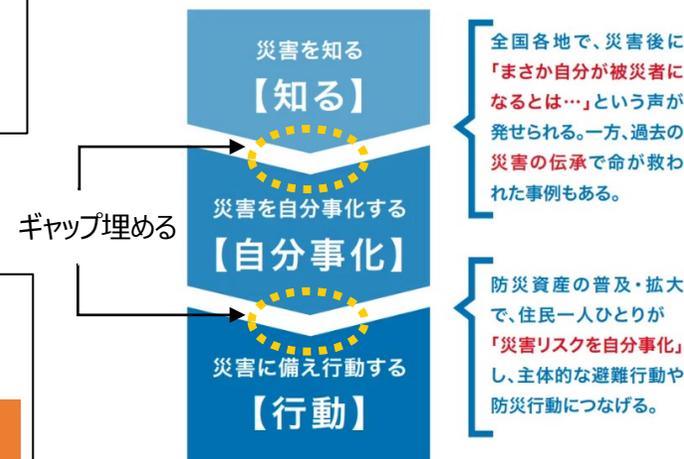
- 内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定を実施。
「優良認定」、「認定」に区分。

- ・「NIPPON防災資産」認定証の授与
- ・ウェブサイト等でコンテンツを紹介

防災資産の普及・拡大によりこの国に暮らすひとりひとりが、災害リスクを自分事化し、主体的な防災行動へ



ロゴマーク



優良認定

11件



洞爺湖有珠火山マイスター



3.11伝承ロード



嬉恋村・天明三年浅間山噴火災害語り継ぎ活動



えちごせきかわ 大したもん蛇まつり



阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター



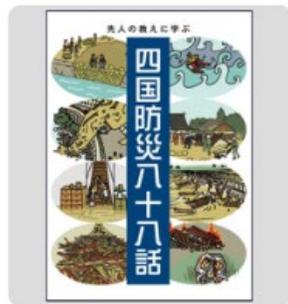
和歌山県土砂災害啓発センター



姫わらの火の館



広島市豪雨災害伝承館



四国防災八十八話マップ



黒潮町の防災ツーリズム



龍本地震 記憶の迴廊



火山関連

普及啓発の取組に関する記載例

- 住民等が火山災害を正しく理解できるよう、火山活動等に関する普及啓発等の取組により、防災意識の向上を図る。
- 学校における火山防災に関する教育を出前講座等により支援し、火山に関する知識の普及を図る。

▶ 意識向上に関する取組

住民等一人ひとりに正しい知識を普及し、火山防災意識を高めていく必要がある。

(倶多楽火山避難計画)

県、市町及び関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。

(岩手山火山避難計画)

樽前山火山防災協議会の構成機関は、防災に関する集客イベント、キャンペーン等において、住民等が火山災害を正しく理解できるよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発を行う。

(樽前山火山避難計画)

▶ 教育に関する取組

登別市及び白老町は、他の構成機関と連携し、教育委員会等を通じて、児童・生徒に対して火山に関する知識の普及や火山防災教育を行う。

(倶多楽火山避難計画)

県及び市町村は、御嶽山周辺の学校に対して、出前講座の実施、パンフレットの作成・配布等を行い、火山防災に関する学校教育について積極的に支援するよう努める。

(御嶽山火山防災避難計画)

町は、児童・生徒に対して、学校教育、伊豆大島ジオパークを活用したジオサイト等の体験学習等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。

(伊豆大島火山避難計画)